

ID: 567

担当部署: 上下水道課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第38条第2項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】			
法第38条第2項の規定による。 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)			
第38条			
2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。			
(1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合			
(2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合			
(3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合			
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日